

令和7年度明日香村国民健康保険特定健康診査未受診者対策業務に係る審査項目及び審査基準

審査項目		配点	評価の観点	評価				
				特こ良い	良い	普通	やや劣る	劣る
提案内容	特定健診未受診者の現状と課題の把握における提案	20	(1) 過去数年間分の健診結果や受診動向等について、現況分析の把握方法や課題の抽出方法について具体的に提案されているか。	10	8	6	4	2
			(2) 受診率向上のために、各対象者の分析・抽出をし、勧奨すべき対象者を特定し、受診率向上が期待できる根拠が示された分析となっているか。	10	8	6	4	2
	特定健診未受診者への効果的・効果的な受診勧奨	20	(3) 対象者の健康意識に基づいて特徴別にグループ分けすることで、受診を促す工夫をしているか。	10	8	6	4	2
			(4) 受診率向上に資する科学的根拠に基づいた特徴ある通知物になっているか。	10	8	6	4	2
	特定健診未受診者受診勧奨実施結果の分析における提案	20	(5) 受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について具体的に提案されているか。	20	16	12	8	4
	自由提案	10	(6) 業務を補完するための有効な追加提案があるか。	10	8	6	4	2
業務スケジュール		10	進行管理、作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性のある提案とされているか。	10	8	6	4	2
業務実施体制及び実績		10	(1) 担当者の本業務に関する経験および実績は十分となっているか。	5	4	3	2	1
			(2) 業務量に見合った人員体制となっているか。	5	4	3	2	1
		5	・過去において同種、類似業務の実績を有しているか。 ※ 1点×実績件数（最高で5点）					
見積額		5	・もっとも安価な見積額を提示した提案者の見積額を基準とする。 ※ 5点×（最も安価な見積額÷当該提案者の提示する見積金額） （小数点第1位切り捨て）					
合計点数		100						

■ 基準点は60点とし、平均評価点数が60点未満の提案を行った者は、選定対象としない。